

別表3（第3条）

補助事業者	次に掲げる要件を全て満たす者 1 避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） 2 市税を滞納していない者	申請に必要な書類
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用	1 補助対象事業実施計画書（別記様式第2号） 2 住民票の写し 3 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し 4 位置図、現況写真
補助率	補助対象事業費の10／10以内	5 市税滞納有無調査承諾書
補助限度額	20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額	6 危険なブロック塀等の撤去を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
その他の事項	1 他の補助事業と重複していないこと。 2 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀等を設置しないこと。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に定める道路（以下「みなし道路」という。）内にあるブロック塀等は全て撤去すること。 4 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項のみなし道路内には設置しないこと。	7 補助事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書 8 危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図 9 撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面 10 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類